

平成 30 年 6 月 11 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03127

研究課題名(和文) ドイツにおける人権の私人間効力論の再検討 - 労働関係を基点として

研究課題名(英文) Re-examination on effectiveness of human rights in private law in Germany - with a focus on labour law

研究代表者

倉田 原志 (KURATA, Motoyuki)

立命館大学・法学部・教授

研究者番号：10263352

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：研究全体としては、伝統的に国家に対する保障であるとされる人権(基本権)が、私人(市民)の間においても効力をもつかという、人権の私人間効力ないしは私法上の人権の効力とよばれているテーマについて、私法関係のなかでも労働関係に焦点をあてて検討を行った。日本の議論に大きな影響を与えてきたドイツのボン基本法のもとでの判例を中心に検討したところ、労働法に管轄をもつ連邦労働裁判所は連邦憲法裁判所の立場を1984年に受入れ、さらに、連邦憲法裁判所が発展させてきた基本権保護義務(基本権を保護する国家の義務)という考え方も採用しているが、個別の人権に関しては、異なる判断を示すこともあることが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：The theme of this study is the effectiveness of human rights in private law, particularly in labour law. The decisions of German courts, which have been referred in Japan, are studied, and was clear that the Federal Labour Court (1) has accepted the viewpoint of the Federal Constitutional Court in 1984, (2) has adopted recently the idea of human rights protect duty, which the Federal Constitutional Court has developed, while (3) has made different decisions on individual human rights.

研究分野：憲法学

キーワード：基本権 私人間効力 ドイツ 労働者 連邦憲法裁判所 連邦労働裁判所

## 1. 研究開始当初の背景

ドイツにおける人権の私人間効力論について労働関係に焦点をあてて研究しようとした背景は以下のとおりである。

(1) ドイツにおける労働者の人格権保障については、近年論文集も出版されたが、主として労働法研究者のものであり、人権の保障という視点から論じているものは必ずしも多くはなかった。

(2) ドイツの宗教の自由についての日本でのこれまでの研究は、判例を中心として分析したものの、法制度を紹介したものが主なものであり、さらに、労働時間中の勧誘などの宗教行為が問題となった近年の事例や、宗教を理由とした仕事の拒否についてはほとんど扱われていなかった。

(3) 平等原則については、一般的平等取扱法制定以降の本格的検討はこれからであるといえた。

(4) ドイツの表現の自由論については、アメリカほどではないものの研究はみられるが、職場における労働者の表現の自由については、日本では詳しくはほとんど紹介されていないといえる状況であった。新聞社等で働く記者の内的なプレスの自由については、日本でもすでに検討されているので、本研究ではこれまでの議論を別の角度から検討することとした。

(5) 私人間効力論については、ドイツでの新しい傾向としての基本権保護義務に依拠した立論もすでに日本での検討の対象になっていたが、労働関係という一つの関係に焦点をあて、そこから一貫して論じたものはなかった。

(6) したがって、本研究はこれまでの日本での業績を前提としながら、日本では未開拓の分野で、かつ日本でも今後論争となりうる問題を検討するものということができた。

## 2. 研究の目的

研究全体としては、人権(基本権)の私人間効力ないしは私法上の人権の効力とよばれているテーマについて、私法関係の中の労働関係に焦点をしばって、関係する人権ごとに検討を加え、それらをふまえて、人権の私人間効力論の再検討を行おうとするものであった。つまり、労働者が自分の人権の保障を、国家ではなく、私人である使用者に対しても求めることができるかという問題である。その際、日本の議論に大きな影響を与えてきたドイツのボン基本法のもとでの議論を素材とし、1の(1)～(4)であげたような個別の人権ごとに議論の状況を見て、その後、それらに基づいて、人権の私人間効力論の再検討を行おうとするものであった。

## 3. 研究の方法

(1) ドイツにおいても、基本権(人権)の私人間効力については、依然としてアクチュアルで論争的なままであるというのがなお一般的な理解であり、連邦憲法裁判所の定式にしたがい、基本権が防御権(自由権)であると同時に客観法規範でもあった上で、議論は人権ごとに、また、それぞれの私法関係の特色におうじて、個別の考察を必要とする段階に移行しつつある。この議論は、私法関係・権利性質説といったものとして構成できると考えられるので、個別の基本権に即した分析をしつつ、それをふまえたまとめを行うこととした。

これまで、労働者の人格権、プライバシー権、表現の自由、良心の自由、宗教の自由、職業の自由について検討をし、論文を公表したので、本研究では、そのうち、人格権、宗教の自由、表現の自由について検討を深め、平等原則を新たに検討の対象とし、ドイツにおける議論の状況を明らかにし、日本の議論との比較をすることを意識することとした。これらの考察を終えると、主要な個別の人権についてはひととおり検討したことになるので、それらを踏まえて、これまでの私人間効力論を再検討することを試みることにした。

(2) まず、平成27年度には、連邦労働裁判所の判決の展開を追い、平成28年度は、個別の基本権として人格権と平等原則についての判例・学説の分析を行い、平成29年度には、宗教の自由と表現の自由について、いくつかの論点を検討した上で、まとめとして私人間効力論について、総合的な検討を加えることとした。

なお、平成28年度は、ドイツのミュンヘン大学法学部公法研究所を訪問し、資料収集をするとともに、シュトラインツ教授・パピア教授と面会した。また、平成29年度も再度、同大学同研究所を訪れ、資料収集とあわせて、パピア教授と面会した。

## 4. 研究成果

(1) 平成27年度は、総論的な議論の一つにあたるドイツの連邦労働裁判所における基本権の私人間効力論の展開について、判例をもとに検討を行った。その中では、最近の連邦労働裁判所の判決においても、基本権保護義務という言葉が多く用いられる傾向をみてとることができた。この基本権保護義務は、基本権を保護する国家の義務のことであり、連邦憲法裁判所が、1970年代から、この保護義務にもとづく判断を示してきた。基本権の私人間効力はこの基本権保護義務の一面であると捉えることができ、連邦労働裁判所は1984年に、基本権の私人間効力については、連邦憲法裁判所の立場である間接効力説という立場に変更したが、連邦労働裁判所の基本権保護義務に言及する判決が見られることからすると、その後の連邦憲法裁判所

の動向との関係を検討する必要が明らかになった。また、私人間効力と保護義務の関係の捉え方については、連邦憲法裁判所と学説では異なることが指摘されていることがわかった。

(2)平成28年度は、平成27年度に引き続き、総論的な議論の1つにあたる連邦労働裁判所における基本権の私人間効力論の展開についての検討を継続し、特に、連邦労働裁判所の初代長官であり、連邦労働裁判所の判決に大きな影響を与えたとされるニッパダイの理論の検討、また、連邦憲法裁判所のリュート判決が当時連邦労働裁判所によってどのように受け止められたかを中心として検討した。後者のリュート判決に対しては、ニッパダイは当然ながら批判しており、連邦労働裁判所の裁判官も、少なくとも当時は、あまり意識していなかったようである。また、個別の基本権としては、宗教の自由に関するものとして、教会ではたらく労働者の人権と教会の自己決定権の関係、つまり、教会で働く労働者が教会の教義に反する行動をとったことを理由として、教会によって解雇されることが許されるかについての判例・学説の検討にとりくんだ。

(3)平成29年度も、平成28年度に引き続き、個別の基本権としての、宗教の自由に関するものとして、教会で働く労働者の人権と教会の自己決定権の関係についての議論を検討した。

(4)このドイツでの教会の自己決定権と教会労働者の基本権の関係については、教会労働者に課せられる忠誠義務に違反したことを理由とする解雇事件を素材として検討した。教会は使用者として多くの労働者を雇用しており、労働契約の内容として教会労働者に教義にもとづく一定の義務を課すことができ、その義務に違反すれば、制裁を予定している。これまで争われてきたものは、教会を脱退することや、離婚して再婚したことを理由とした解雇である。連邦労働裁判所は、解雇制限法のもとで、義務違反があったとしても、それが社会的に正当化されるかどうかということ、その労働者の仕事内容ごとに教義との近さは違うこと、忠誠義務の内容も労働者によって異なることを前提に、その労働者の仕事内容や対外的な影響などの事情を考慮して、当該解雇を無効とすることもあった。しかし、連邦憲法裁判所は、忠誠義務に段階付けをするかどうかは教会の自己決定権の内容であり、裁判所は、教会の規定に説得力があるかどうかだけを審査し、基本的には、教会の判断を尊重するという枠組みを採用してきた。しかし、最近の判決では、この判断枠組みを、説得性の審査と利益衡量という、二段階審査とし、第二段階の開かれた利益衡量が中心となり、個別の事情の判断が重要になってくることが指摘されている。この意味で連邦憲法裁判所と連邦労働裁判所の立場は接近してきたともいえるが、教会が

忠誠義務とするものがほぼそのまま忠誠義務の内容として認められることから出発することは、特に解雇が業務には支障がない場合にも正当化されうることになり、解雇の正当性判断としては、問題が残るものであると思われる。その後、カトリック教会は、忠誠義務の内容を区別し、詳細化したので、現在では、離婚すれば直ちに解雇されるという状況ではなくなったが、これは教会の自己決定権の行使の結果である。この問題は、教会と国家の関係に由来するもので、その調整点をどこに見いだすかは、難しい問題であり、今後の議論の展開が注目される。さらに、連邦労働裁判所は、ヨーロッパ裁判所に、先決裁定を付託し、議論はヨーロッパのレベルにも及んでいるので、国内法とヨーロッパ法の関係も含め、検討が必要になる。

(5)私人間効力に関するドイツの判決の展開にとっては、連邦憲法裁判所の1958年のリュート判決が画期をなす。連邦労働裁判所は当初はこの判決に批判的であったが、1984年にこの判決の立場を受入れた。さらに最近では、連邦憲法裁判所がその後発展させてきた基本権保護義務(基本権を保護する国家の義務)という考え方も受容するようになってきていることがみてとれた。しかし、(4)で述べたように、個別の人権として、宗教の自由、そのなかでも、教会ではたらく労働者の人権と教会の自己決定権(自治権)の関係、つまり、教会で働く労働者が教会の教義に反する行動をとったことを理由として、教会によって解雇されることが許されるかについての判例を検討したところ、連邦憲法裁判所と連邦労働裁判所では、教会の自己決定権の尊重の程度が異なることから、結論が異なる判決がみられた。このことからすると、連邦憲法裁判所と連邦労働裁判所との緊張関係にも注意しながら、さらに個別の基本権ごとに検討していくことが必要になると考えられる。また、ヨーロッパ裁判所は、ヨーロッパの基本的自由については、直接効力を主張しつつづけているので、ドイツで通説とされる間接効力説との関係をめぐって、議論が展開されていることも注目される。

(6)一方、日本における私人間効力の議論の現段階については、まず、最高裁は、労働者の思想・信条を理由とする本採用拒否が問題となった三菱樹脂事件(最大判昭48・12・12民集27巻11号1536頁)において、この問題を扱い、それがリーディングケースとされてきた。最高裁は、この判決において、直接効力があることを一般的に否定し、さらに、対等性が欠ける関係においてのみ直接効力があるという見解も否定した。さらに、法律を制定することや、民法の一般条項を通じて、過度な制約がある場合には、解決できるということを示唆した。

次に、この人権の私人間効力については学説では、伝統的には無効力説・直接効力説・間接効力説があるとされてきた。無効力説は、

人権は国家機関を拘束するものであるから、私人間には効力はないとする見解であるが、ほとんど支持者がないとされてきたものである。直接効力説は、それと対照的に私人間にも対国家権力と同様に、人権規定が適用されるとする説である。間接効力説は、人権規定が民法の一般条項などの内容となることによって、私人間にも効力が及ぼされるとする説であり、国家とは異なり、人権を侵害している私人も人権享有主体であることから、また、私的自治を尊重する理論構成として、通説的な立場を占めてきたものである。三菱樹脂事件最高裁判決も、この立場をとったものと理解されてきた。最高裁のその他の判決では、女性の若年定年制に関する日産自動車事件最高裁判決（最三判昭56・3・24民集35巻2号300頁）も、間接効力説にたつたとされている。この立場からすると、個々の使用者の行為は、法律行為であれば公序良俗違反かどうか、事実行為であれば不法行為にあたるかどうかということが判断されることになる。百里航空自衛隊基地建設用地の売買契約をめぐる百里基地最高裁判決（最判平元・6・20民集43巻6号385頁）も、国の行為ではあるが、売買契約の締結という私法的行為が公序良俗違反かどうかを検討しているので、間接効力説の立場にたつとされる。なお、間接効力説をとる憲法学説の多くは、憲法のなかには、規定の趣旨・目的ないし法文から直接効力をもつ人権規定があることを承認し、たとえば、憲法15条4項・18条・28条は、直接効力をもつとされる。

ただ、近年ではさまざまな見解が出され、百家争鳴の情勢といわれる状況であり、間接効力説もドイツ流の保護義務で説明しようとする立場、保護義務論を退けるものの国民相互間にも妥当性をもつことから出発し、対公権力との関係と私人相互の関係とで憲法の妥当性の違いはあるとしつつ、実質的には直接効力説に傾斜するもの、無効力説への回帰をみせるもの、憲法の最高法規性によって説明しようとするものなどがあるとされる。また、裁判所が国家機関であることに着目すれば、裁判所に私人相互間の民事紛争が持ち込まれた場合、裁判所は対立する私人双方の憲法上の権利をできる限り尊重する義務を負うと構成すれば、私人間紛争に憲法上の人権規定の効力を及ぼすことは可能とするものもある。また、間接効力説にたつた上で、事実行為による人権侵害の場合には、国家と特別の関係にある私人については国家と同視することにより人権規定を適用するステート・アクションの理論によるべきという主張もある。

これらのうち、無効力説への回帰をみせるものとされる、新無効力説ないしは新無適用説とよばれる見解は、人権はそもそも自然権として存在したものを実定法のなかに取り込んでいるのであり、憲法に取り込まれたときには憲法が公権力を名宛人とするという

特質により拘束されて、公権力を名宛人とする権利になり、民法に取り込まれた人権は、民法が私人間を規整する法律であるという特質により拘束されて私人間で実現されるべき権利となるとし、「憲法上の人権」は、直接であれ間接であれ私人間に適用されることはありえないとする。このことから、人権の私人間適用とは、私人間を規律する法律を超実定法的人権に適合的に解釈することにすぎないとする（なお、そこでは、三菱樹脂最高裁判決は、無効力説の立場に立っていると理解できるとする）が、人権が私人間に影響を与えることを結果としては承認するものであると思われる。このようにいくつもの理論構成はあるが、人権が私人間においても妥当することは一般に承認されているといえよう。

(7) これらのことを踏まえると、このような私人間効力があるかどうかは、いわば入口の議論であり、「具体的問題の解決にあたっては、第一に、当該私法関係がどのような性質のものであるか（対等か事実上の不平等が存在するか、団体と個人の関係では、団体の性格や権限がどのようなものであるか）ということが、第二には、いかなる性質の人権が保障され、いかなる性質の人権が制約を受けるか（内面的精神的自由か、外面的精神的自由か、経済的自由か）といったことの検討が必要になる」という見解がより具体的な枠組みを提供するものといえる。つまり、憲法は最高法規であり、全法秩序を規律し、さらにそのようにすべての国家機関を拘束するものであるから、直接効力をもつことから出発し、憲法上の要請としての私的自治に当該私法関係の性質に応じて配慮していくことが必要と考えられる。つまり、私法関係・権利性質説として構成することが可能と考えられるのである。また、この私人間効力を考えるに際して、憲法上の権利条項を適用することによって、逆にその自由の侵害が懸念される「私人」とは、何者であるかという問題があり、それが会社や組合のような「法人」であるとき、その権利を個人の権利と同様に保障すべきことが自明であるわけではないということも考慮されるべきである。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 0 件)

〔学会発表〕(計 0 件)

〔図書〕(計 1 件)

日本労働法学会編 荒木尚志・倉田原志・山川隆一・皆川宏之・本久洋一・池田悠・木南直之・竹内(奥野)寿・村中孝史・岩村正彦・鎌田耕一・下井康史、日本評論社、講座労働法の再生第1巻労働法の基礎理論、2017年、

275 ( 27-46 )

〔産業財産権〕

出願状況 ( 計 0 件 )

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況 ( 計 0 件 )

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

倉田 原志 ( KURATA, Motoyuki )  
立命館大学・法学部・教授  
研究者番号：10263352

(2) 研究分担者

( )

研究者番号：

(3) 連携研究者

( )

研究者番号：

(4) 研究協力者

( )